

# 追分地区児童館 指定管理者の指定について

令和 3年10月 4日開催

第18回安平町子ども・子育て会議 資料6関係

# 説明趣旨

- **指定管理者**とは、地方自治法第244の2に定められる指定管理者制度を採る施設を運営する事業者を指します。
- **指定管理者制度**は、公の施設の設置目的を果たすため、住民サービスの向上と経営の効率化を図る仕組みです。
- 「**追分児童館**」業務の指定管理が、**令和4年3月31日**をもって**満了**します。
- これに伴い、**令和4年4月1日**より、改めて**向こう5年間**の指定管理者を指定したく、**令和3年9月議会**にて承認を求め、**可決**されたものです。

# 指定管理者の指定

## 【施設名称】

安平町追分児童館しらかば（追分本町6丁目54番地）

## 【指定管理者】

社会福祉法人 追分福祉会（追分本町6丁目54番地）

理事長 小笠原 直治 氏

## 【指定期間】

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

# 選定理由

- 「追分児童館業務仕様書」により、同一施設内に併設される認定こども園の公私連携法人を指定管理者としています。
  - これにより、同一施設内での一体的な運用と、体系的な保育・教育を提供してきました。
- 今期の指定管理期間における評価結果が概ね**水準以上**である。
  - 保護者評価を踏まえた指定管理者自己評価を毎年度実施
  - これに当委の指標分析・評価を附加し、PDCAを回している。

# 評価基準

## 評価点数

5	良い	目標（計画）を大幅に上回っている。基本協定、業務仕様書等の基準を遵守し、その水準を大幅に上回っている。
4	↑	目標（計画）を上回っている。基本協定、業務仕様書等の基準を遵守し、その水準を上回っている。
3	普通（基準）	目標（計画）どおりである。基本協定、業務仕様書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿っている。
2	↓	目標（計画）を下回っている。基本協定、業務仕様書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある。
1	良くない	目標（計画）を大幅に下回っている。基本協定、業務仕様書等が遵守されておらず、改善が必要である。